

## 群馬大学大学院保健学研究科副研究科長及び研究科長補佐に関する内規

### (趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院保健学研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）及び研究科長補佐に関し必要な事項を定める。

### (設 置)

第2条 保健学研究科に、副研究科長1人及び研究科長補佐若干人を置き、教授をもって充てる。

### (職 務)

第3条 副研究科長は、保健学研究科長（以下「研究科長」という。）を補佐し、研究科長の指示する保健学研究科全体に係る重要事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。

2 研究科長補佐は、研究科長を補佐し、研究科長の指示する個別の具体的事項について企画・立案、連絡調整等を行う。

### (選 考)

第4条 副研究科長及び研究科長補佐（以下「副研究科長等」という。）は、研究科長が指名し、保健学研究科教授会の承認を得るものとする。

### (任 期)

第5条 副研究科長等の任期は、当該研究科長の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該副研究科長等を指名した研究科長の任期の終期を超えることはできないものとする。

3 任期の途中で副研究科長等の交替があった場合の後任の副研究科長等の任期は、前任者の残任期間とする。

### (雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、副研究科長等に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

### (内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、保健学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

### 附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。